

徳島県LEDビジョン設置工事(設計・施工)業務仕様書

1 業務名称

徳島県LEDビジョン設置工事(設計・施工)業務

2 業務の目的

徳島県では、県内外に向けた情報発信の強化を進めているが、より多くの方へ情報を届けるため、認識性に優れた屋外型LEDビジョンを徳島県万代庁舎の敷地内へ設置することとする。本プロポーザルでは、安全性を担保した上で効率的にLEDビジョンを設置できるよう機器の納入、実施設計及び工事施工について企画・提案を求め、総合的に最も優れた事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

3 設置場所

(1) デジタルサイネージ本体

徳島県 万代庁舎 敷地内南西側(予定位置は別紙の参考資料1のとおり)

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

(2) 制御機器等

徳島県 知事戦略局 執務室内

徳島県徳島市万代町1丁目1番地3階

4 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

5 仕様書の業務内容について

本仕様書で示す内容は、上記業務目的を達成するにあたり、受託者に要求する標準的な仕様を示すものであり、機器性能、設置工事、その他の項目について規定するものである。プロポーザル参加者は、本仕様書の内容を十分に理解した上で、業務目的に定める安全性、効率性が担保できるよう、より具体的に提案を行うこと。

6 委託業務内容

(1) 基本項目

ア 本業務は、本仕様書に基づき実施することとし、定めのないものは都度協議すること。

イ 本業務には、調査、設計、施工、装置の試験等、LEDビジョンが正常に機能するために必要な全ての作業を含む。

ウ 電気工事、配線工事については、徳島県において準備するが、機器の設置に必要なその他の費用は全て見積りに含むこと。なお、電気については単相200Vを最大3本、光ケーブル最大4本を徳島県において敷設する。受注者は契約後に敷設工事について発注者と、必要な回路数等について協議を行うこと。

エ 本業務で発生した廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)その他関係法令等に基づき適正に処理すること。

オ 設置に際して、既存の構造物等の移設や移植が生じた場合は、当該費用を見積金額に記載すること。

(2) LEDビジョンの仕様

ア 以下の仕様を参照し、最適なシステムを提案すること。

イ 自立型のもので屋外対応のものであること。

ウ フルカラーのLEDパネルを使用し、明るく精細な映像・情報表示が行えること。

エ LEDパネルについては、最低5年の保証をつけること。

オ 機器の不具合が発生した際に、迅速に復旧できるよう配慮し設計すること。

カ 具体的な仕様は、下表を参照すること。

画面サイズ	W6000～8000mm×H1000～1500mm程度 アスペクト比16:9で3分割できるよう設計すること
LED素子ピッチ	5mm以下
発光輝度	5,500cd以上 輝度は容易に調整できること（自動・時刻指定）
素子設計寿命	輝度半減期5万時間以上
防水規格	フロントIP65 リアIP54
動作温度	-20℃～+50℃ 以上
動作湿度	10%～90%
防火対策	UL認証部品使用

（３）映像制御機器の仕様

- ア 以下の仕様を参照し、最適なシステムを提案すること。
- イ インターネット回線を活用し、遠隔での操作が可能なものとする。
- ウ インターネットにつながっているＰＣやスマートフォンなどからブラウザやアプリを使用し、コンテンツやスケジュールの管理ができるようになっていること。
- エ 簡素な構成で初心者でも運用しやすいシステムとすること。
- オ 不具合が発生した際に備え、冗長性がある形で構成すること。
- カ 設置場所は徳島県万代庁舎知事戦略局執務室内とし、ＬＡＮケーブルの室内引込と電源は徳島県で確保する。
- キ LEDコントローラー設定用のＰＣ、及び配信するコンテンツを管理するＰＣを手配すること。OSはWindows11とし、その他の仕様は問わないが平時の使用に耐えうるものとする。
- ク 映像制御機器については、最低1年の保証をつけること。
- ケ 別紙の参考資料２は構成の例示であり、このとおりの提案を求めるものではない。

（４）設備設計・施工に関する一般要件

本事業の実施にあたっては、各種関連法令及び徳島県、徳島市の条例・規則等を遵守することとし、業務上必要な適用図書を準備すること。

（５）設備設計に関する仕様

- ア 構造躯体がLEDビジョンの荷重に耐えうるよう構造計算を行い設計すること。
- イ 風荷重・地震荷重に耐えうるよう、適当な固定をすること。
- ウ 受託後に現地調査を実施し、地盤調査等を用いて現況把握をすること。
- エ 耐震施工は、必要な指針等を遵守すること。

（６）施工に関する仕様

ア 施工前の業務

（ア）各種申請業務

本業務に必要な各種届出等の手続きについては受注者が行うこととし、事業のスケジュールに支障がないように実施すること。

（イ）近隣対応等

- ・ 工事に際して説明会等を行う場合は、協力して資料を作成し同席すること。
- ・ 工事に関する近隣からの苦情等について、受注者の責任において適切に対応し、処理すること。

イ 工事期間中の業務

- （ア）受注者は、各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って本施設の工事を実施すること。
- （イ）本業務で必要となる足場等の仮設工事については、受託者の負担で実施すること。
- （ウ）本業務で必要な養生を行い、既存施設等への影響を最小限に留めること。工事中に汚損、破損した場合の補修及び補修は受託者の負担により行うこと。

- (エ) 工事現場内の事故災害の発生に十分留意することとし、落下物等による周辺地域への災害が生じないよう万全の対策をもって臨むこと。
- (オ) 騒音、振動等の周辺地域への影響について、十分に対策をとること。工事に關し苦情等が発生した場合は、受注者の責任において適切に対応し処理すること
- (カ) 受託者は、工事の進捗等を徳島県に定期的に報告するほか、徳島県からの要請があれば、逐一報告すること。
- (キ) 現地の状況確認について、徳島県がいつでも立ち入れることとし、徳島県からの要請により、担当者が立会い状況の説明を行うこと。
- (ク) 工事を円滑に進めていくため、関係機関等に対し、必要な工事状況説明及び調整を十分に行うこと。
- (ケ) 工事により発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適切に処理、処分すること。
- (コ) 工事途中において、当初の内容に変更が生じた場合、変更内容の分かる書類を本市に提出し、承認を得た後に工事に着手すること。
- (サ) 工事作業場所において、その他の工事等と作業が重なる場合は調整を行い、柔軟に対応すること。

(7) 竣工検査の実施

- ア 受注者は、自らの責任において、竣工検査及び設備等の試運転を実施すること。
- イ 竣工検査及び設備等の試運転については、徳島県の担当者も立ち会うため実施日については、5営業日前までに報告すること。
- ウ 竣工検査及び設備等の試運転の後に、結果を書面にて報告すること。

(8) 完了確認の実施

- ア 竣工検査及び設備等の試運転の結果報告後に、業務完了確認を行う。なお、完了確認の結果、本県が承諾した施工図と差違が生じていた場合は、受注者に対して改修又は補修を求めることが出来る。
- イ 確認に際しては、竣工検査及び設備等の試運転の結果報告書類と本県が承諾した施工図を用いて説明を行うこと。
- ウ 周辺機器等の設備についても、試運転とは別に説明を実施すること。

(9) 関連図書の提出

- ア 本業務に必要な各種届出等の手続きについて、諸官庁等への申請書及び承認書の写しを提出すること。
- イ 業務の着手前に、実施体制、全体工程、品質計画、発注部材の納入予定等の必要な事項をまとめた業務計画書を作成し、提出すること。
- ウ (9)イで記載の業務計画書に基づき、作業全体工程において実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、安全管理等を具体的に定めた作業計画書を作成し提出すること。本計画書から変更となる場合は、発注者に報告すること。
- エ 現地調査、既存資料等確認のうえ、施工図を作成し提出すること。
- オ 各種機器等の説明書及び保証書等をまとめ、完了確認後に提出すること。

(10) 管理技術者の選定

受注者は、建設業法（昭和24 年法律第100 号）の定めにより、監理技術者または主任技術者を定めて、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。

(11) 保険

受注者は施工の間、組立保険、火災保険等の必要な保険に加入すること。加入期間については、着手日から契約期間終了までとする。

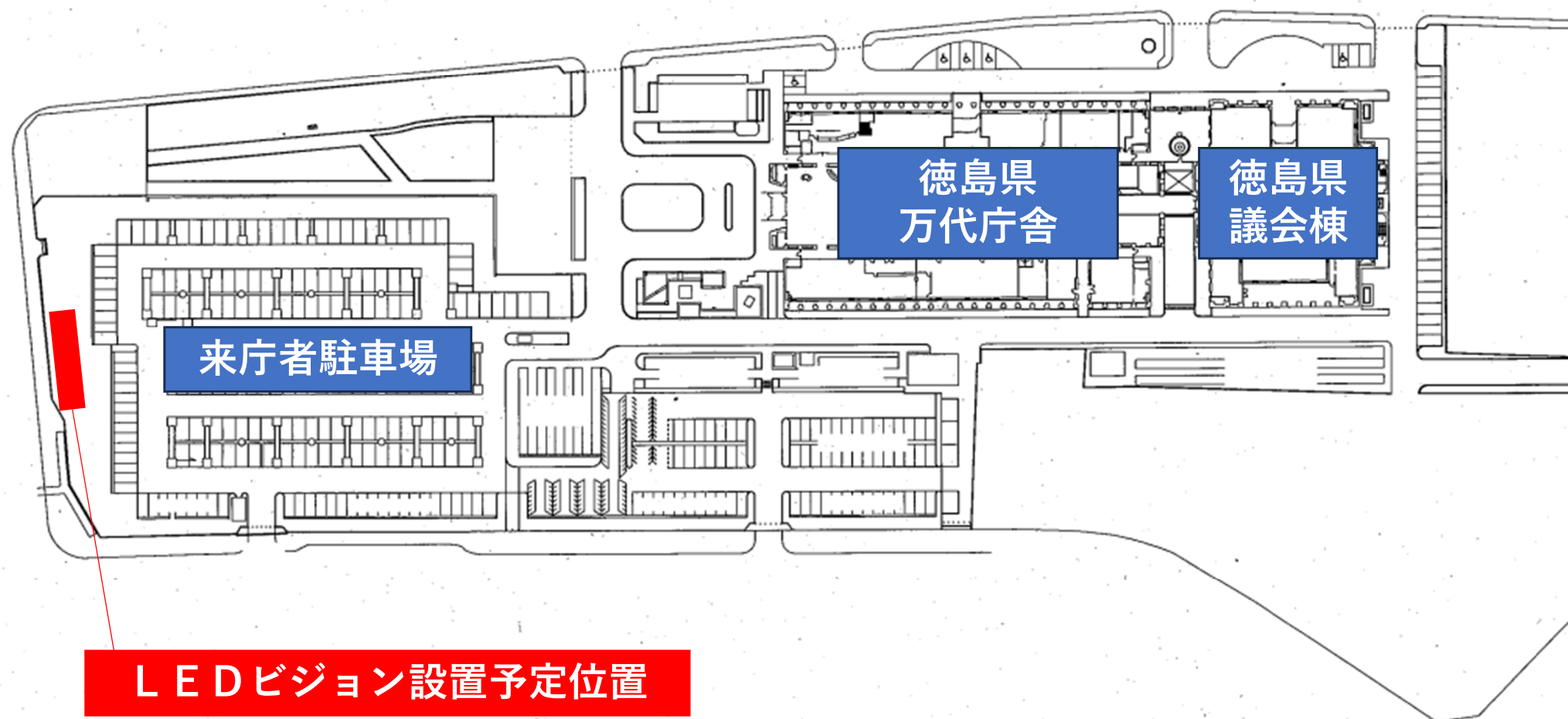
7 支払いについて

県は業務の完了を確認した後、請求書を受理した日から起算して30日以内に一括して支払うものとする。

8 特記事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、建設業法を始め、各種関係法令等を遵守し実施すること。
- (2) 実施内容等は、委託者と十分協議をしながら事業を進めること。
- (3) 委託者の求めに応じて、随時、業務の進捗及び成果が分かる報告を行うこと。
- (4) 事業は委託者との調整の中で変更等があり得る。それに伴う仕様の変更、委託料の変更などについては、委託者と協議の上、対応すること。
- (5) 契約履行過程で生じた成果物等は委託者に帰属し、委託者による自由な加工・二次使用ができることとする。
- (6) 業務の遂行にあたり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、委託者がその損害を委託者の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、委託者もその損害を負担するものとし、負担額は委託者と受託者の協議で決定する。
- (7) 本業務を遂行する上で知り得た情報は、委託者の承認を得ることなく第三者に漏らしたり委託業務以外の目的に使用しないこと。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (8) 仕様書に記載がない項目で疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議すること。

(参考資料1) LEDビジョン設置位置



制御機器構成図（参考資料 2）

